

## 意見書

平成 18 年 7 月 21 日

総務省 総合通信基盤局

電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 105-7304

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクBB株式会社

だいひょうとりしまりやくしやちよう そん まさよし  
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7304

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな) びーびー かぶしがいしゃ  
氏 名 BBテクノロジー株式会社

だいひょうとりしまりやくしやちよう そん まさよし  
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7316

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな) にっぽん かぶしがいしゃ  
氏 名 日本テレコム株式会社

だいひょうとりしまりやくしやちよう くらしげ ひでき  
代表取締役社長 倉重 英樹

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 ボーダフォン株式会社

だいひょうしつこうやくしやちよう けんしーいーおー そん まさよし  
代表執行役社長兼CEO 孫 正義

「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第 22 条第 1 項第 4 号に規定する総務大臣が別に定める事由を定める件(案)に対する意見募集」に関し、別紙の通り意見を提出します。

## 別紙

はじめに、「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第 22 条第 1 項第 4 号に規定する総務大臣が別に定める事由を定める件(案)」(以下「交付の特例に関する告示案」という。)に関しまして、今回このような意見募集の機会を設けていただいたことに、厚く御礼申し上げます。

下記に弊社共意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らい頂きますようお願い致します。

## 意見

総務省殿より提示された、交付の特例に関する告示案に賛同します。

尚、仮に、負担金の全部又は一部を納付しない接続電気通信事業者が現れた場合には、総務省殿は、当該事業者に対して、負担金・延滞金納付命令をはじめとした厳しい対処・指導を行い、基金制度の安定的な運営が可能となるよう対処して頂きたいと考えます。

また、負担金の未納に関連して支援機関において借入金を調達することとなった場合の基金制度の運用に関する詳細については、今後さらに検討を深める必要があるものと考えますが、その際には同制度の運用における事業者間の公平性の確保について十分に留意する必要があるものと考えます。例えば、前年度に未納となった負担金を翌年度の負担金に含めて、正規に負担金の支払を行なっているその他の接続電気通信事業者から回収するような事は認められるべきではないと考えます。

さらに、支援機関においては、負担金の未納が発生した場合に、当該未納額の回収に関して負担金の支払を行なっているその他の接続電気通信事業者等に対して過度な負担を課すことのないよう、資金調達をはじめとするあらゆる面において効率的な業務運営を行なうべきであると考えます。

以上